東京都立図書館協議会第24期第9回定例会議事録

平成23年3月23日(水) 都立中央図書館4階第2·3研修室 午後3時33分~午後5時56分

出席者名簿

委 員

糸賀雅児委員 岡本 真委員齊藤一誠委員 田中久徳委員千野信浩委員 中島元彦委員野末俊比古委員 持田浩志委員

(欠 席 者)
池山世津子委員
栗原卯田子委員
小 林 麻 実 委 員
米 澤 誠 委 員

都立図書館幹部職員

中央図書館長 サービス部長

企画経営課長 総務課長

資料管理課長 情報サービス課長

教育庁

管理課社会教育施設係主任

事務局

企画経営担当係長 企画経営係主事

配布資料

東京都立図書館協議会第24期第9回定例会次第 座席表

デジタル時代の都立図書館像 (提言) (案)

提言概要

東京都立図書館協議会第24期第9回定例会

平成23年3月23日(水)

午後3時33分開会

【中島議長】 それでは皆様おそろいのようでございますので、始めたいと思います。 ただいまから第24期第9回の東京都立図書館協議会を開会いたします。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局から配付資料の確認と情報公開につきまして説明をお願い したいと存じます。

【倉富企画経営課長】 企画経営課長の倉富でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、お手元の資料一覧に沿いましてご確認いただければと思います。定例会の次第、座席表、デジタル時代の都立図書館像(提言)(案)でございます。それから、一番後ろにおつけしておりますのが、今回の提言案の概要についてでございます。

次に、この会の情報公開についてでございます。当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。また、会議の内容につきましては、議事録を作成し、ホームページ等により公開をいたしております。本日の傍聴者は2名でございます。よろしくお願いいたします。

【中島議長】 それでは、本日の議事に入ります。本日は、お手元の次第にございますように、第24期図書館協議会の提言を行うこととなっております。本協議会は平成21年5月に設置され、これまで8回の定例会で審議を重ねてまいりました。また、平成22年11月に並行して5人の委員による作業部会を設置し、デジタル時代の都立図書館像の検討と、提言案文を作成していただきました。その後、委員の皆様に文書でお配りしているところでございます。部会長の糸賀先生をはじめ、作業部会の委員の皆様方には大変ご苦労をおかけいたしました。この場をおかりいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、今回の提言につきまして、事務局から概要の説明をお願いしたいと思いますが、その後、作業部会長の糸賀副議長から一言また説明をいただきたいと思います。

それでは、最初に概要の説明をお願いします。

【倉富企画経営課長】 それでは、初めに、今回の提言のスタンスにつきまして、若干ご説明させていただきたいと思います。 先日、資料をお配りさせていただいたところでございますけれども、平成23年1月に公表されました、都立多摩図書館の移転に関するこ

とでございます。都立多摩図書館の移転に関しましては、移転先が国分寺市、移転時期については平成28年の3月を予定してございます。今回の提言に当たりましては、この公表が1月ということもございまして、移転前提での議論についてはしていない状況でございます。そのため、移転に関する記載はしてございませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。ただ、今回、都立図書館全体について、デジタル時代の都立図書館像という提言をいただくことになりますので、今後の移転の際には趣旨を踏まえながらサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、概要につきましてご説明させていただきます。初めに、資料3の提言案をごらんいただければと思います。こちらにつきましては、先日、各委員の皆様にお配りしたものから若干修正を加えさせていただいてございます。修正箇所は、下線を引かせていただいておりますけれども、基本的には前後の文章のかかりうけや文言統一の観点から整理を行わせていただいたものでございますので、よろしくお願いします。

また、本提言案の作成に当たりまして、若干、作成の経過をご説明させていただきたいと存じます。今回、作業部会については2回開催させていただきまして、それぞれ執筆の分担を行いました。その上で、各担当がそれぞれの項目ごとに作成をしたものでございます。その後、事務局側で文面を全体の調整をさせていただいた上で、メーリングリスト等を活用してご意見をいただいたものでございます。

また、最終段階で作業部会長の糸賀先生にもお目通しいただきまして、まとめさせていただいたものでございます。ただ、その後、下線のとおり、昨日の段階で修正等入っているところでもございますので、本日、提言前に何かご意見等があれば、この場で修正を加えさせていただきまして、固めさせていただければと思ってございます。

また、表紙から1枚おめくりいただければと思いますが、今般の地震に関しまして協議会としてメッセージを1文入れさせていただいたところでございます。こちらについてもご確認いただければと存じます。

それでは、概要に入りたいと思います。恐縮でございますが、資料4をごらんください。 左側に提言の概要について記載してございます。まず、1をごらんください。今回の提言 に当たりましては、電子書籍の利活用をはじめとしたインターネット社会の進展や、これ に対応するための図書館におけるデジタル化対応の過渡期的状況を踏まえまして、図書館 における電子書籍の提供に関する課題の整理、それとともに、今後のデジタル時代に当た ってのサービスの方向性等について提言を行うものとなってございます。 具体的な内容につきましては、2と3をごらんいただければと思います。まず2の都立図書館が果たすべき役割については、基本的な部分の確認という意味で記載させていただいたところでございます。具体的には、さまざまな情報を集積した公共空間としての図書館空間と、それから、司書による人的サービスは、情報通信技術が発達した時代においても、利用者の調査研究活動や学習活動等の支援の観点から有用ということで、デジタル化が進んでいったとしても、図書館の場や人によるサービスは、今後も中核になるということでございます。

そういった意味で、この2つを中核としつつ、地理的・時間的な制約等による課題を解決するために、地理的に来れない、時間的に来れない方に対して、情報通信技術を活用して、都民が必要とする情報を的確に提供することが適当であろうということでございます。次に3の具体的な内容でございます。こちらについては大きく3つに区分してございます。まず、左側でございますが、公立図書館として共通するところとしての都立図書館の基本的な役割の拡充・展開に関する事項。それから、その右側でございますけれども、その上で都立図書館ならではのサービスとしてのデジタル・ネットワーク環境において注力すべきポイントについてまとめてございます。

また、最後に下にございますけれども、これらを支えるものとして、都立図書館の魅力や価値を最大限に引き出す基盤づくり等ということでまとめさせていただいているところでございます。まず、図書館の基本的な役割の拡充・展開の部分をごらんください。1つ目でございますが、資料の収集・提供に関する基本期的な考え方についてでございます。こちらにつきましては、今後デジタル化が進んでいったとしても図書等の紙媒体の資料を基本としつつ、効果的にデジタル資料を組み合わせていくということでございます。また、その中で今回中心を占める電子書籍についてでございますが、こちらにつきましては、都民への均等なサービスの提供、それから、島嶼等を抱える東京の地域特性等の観点から、非常に有効であろうということでございます。ただ、現在、電子書籍に関しては過渡期的状況にあり、導入に当たっての諸課題の検討や調査研究をまず着実に行うこと、それから、中期的、3~5年と記載してございますけれども、こういった展望を持って計画的に展開をしていくということでございます。ただ、中期的と申しましても、ある程度条件がそろった場合については柔軟に対応していくことが必要であろうということでございますので、例えば、コンテンツやシステムが充実してくれば、3~5年を待たずに早期に入れていくスタンスで記載してございます。こちらにつきましては、右側の参考2をごらんいただけ

ればと思います。電子書籍に関しては、記載のとおり、メリットが非常に高い一方、デメリットとして、図書館向けのコンテンツ不足、それから、操作がふなれな方については閲覧がなかなか難しいといった課題、電子書籍に関する企画展を当館で実施した際にもそういった課題が浮き彫りになったということでございます。ただ、電子書籍の必要性に関しては、提供してほしいというニーズが非常に高いということでございます。そういった面では、電子書籍はまだこれからというところもあるかと思いますが、やはり都立図書館として対応が必要だろうということでございます。

また、電子書籍の導入に当たっての一般的な課題としては、(1)から(3)までに掲げま したとおり、さまざま解決するべき課題がございます。

次に、デジタル・ネットワーク環境において注力すべきポイントについてでございます。 まず、江戸・東京の歴史・文化にかかわる所蔵資料のデジタル化を着実に推進をしてい くということでございます。また、単にデジタル化するだけではなく、テーマ性を持たせ るなど編集等を行って付加価値をつけていくということ。それから、MLA連携というこ とも記載してございますけれども、各種機関との連携をしながら、こういった資料をうま く都民に周知、PRできるような仕組みにしていくことが重要ということでございます。

次に、インターネットの活用に関しては、区市町村立図書館の支援ということで、職員への研修についても、活用していくということ、それから、図書館からの最新情報の提供に、ツイッターなどのソーシャルメディアを活用していくことが適当であろうということでございます。

最後に、都立図書館は、首都東京の図書館としてリーダーシップを発揮して、デジタル 化に関する先駆的取り組みを行ったり、各界に対して働きかけを行うことについて期待し たいということが記載のポイントでございます。

それから、その下でございますけれども、それらを支える基盤づくりについてでございます。図書館サービスを担う有為な人材の確保を行っていくことや、特定の専門領域を持つ専門家、サブジェクト・ライブラリアンの育成のほか、民間サービスの有効活用として具体的には、民間サービスを、経費節減やより効果の高い手法として活用していくこと。それから、潜在的な利用者にも情報が届く双方向性のあるPRが必要ということで、ご意見をいただいてございます。

最後に、都立図書館が都民の視点に立った公共的な価値の実現に向けた図書館サービス を提供するためにニーズをきちんと把握すること、それから、PDCAサイクルに沿った サービスと運営の計画・実行・評価・改善を進めていくことが重要であるということで、 提言の内容についてまとめていただいたところでございます。

説明については以上でございます。

【中島議長】 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、ご苦労いただきました糸賀副議長から、お願いいたします。

【糸賀副議長】 ありがとうございます。

今回の提言につきましては、私を含めて5人の作業部会の委員が執筆に当たりました。 そのほかにも場所によりましては事務局の方にお手伝いをお願いをした箇所もございます。 今、全体の概要につきましては倉富課長のほうから説明がありました。私のほうからあま り補足することもないんですけれども、ご承知のように、この作業をやっている最初のと きにまず、多摩図書館の移転という話が出てまいりました。それから、後半では、皆さん ご存じのように、大震災ということで、これはもう都立図書館に限らず、各地の図書館が 今、日本全体の復興を目指して、どういうことが図書館としてできるのかということが盛 んに論じられていますし、それこそツイッター上でありますとかメーリングリスト上で盛 んに議論のやりとりがあるわけです。そうした中にあって今回のこの提言は、ある意味で はそういう問題を全部横に置いておいて、基本的にはデジタル時代の都立図書館、とりわ け電子書籍と呼ばれているものの扱いを、これから都立図書館でどうしていくのかという ことに関する提言が中心になっております。今申し上げたような多摩図書館の移転や、震 災に対する図書館の貢献というものは、おそらく今後、都立図書館協議会のみならず、ほ かのさまざまな図書館関係者の集まり、あるいは図書館を含むいろいろな地域の中での集 まりの中でも論じられていくことになるんだろうと思います。それをすぐに今回の提言の 中に取り込むというのも時間的な制約もありましたし、正直言って私自身がまだ事の大き さ、あるいは今後の影響、そして、図書館だけではなくて、東北地方でありますとか、関 東の一部の復興にどれだけの時間とコストがかかるのか、正直言ってよくわからないとこ ろもございます。そうした中で、安易にこの提言の中に取り込むのもいかがなものかとい うことで、たまたま今回はそういうことについては、ほんとうに残念ながら触れることが できませんでした。

電子書籍を中心と申し上げましたけれども、この提言の視点は、今お手元にありますこの提言、今のところはまだ(案)となっておりますが、これの3ページをごらんいただきたいと思います。3ページのところに1の(4)として提言の視点という節がございます。

この提言は、先ほども説明あったかと思いますが、3つの視点から意見を述べております。 まず第1が公立図書館における電子書籍の提供に関する課題整理になります。日本の図書館は、これからこういった新しいメディアを、好むと好まざるとにかかわらず導入していくことになるんだろうと思います。その場合に、どういう課題、問題点があるのかというのをまずは整理するということが1つの視点でありました。

次に4ページにまいりますと、第2の視点といたしまして、デジタル時代における図書館サービスの方向性ということをうたっております。今申し上げましたように、程度の差はあれ図書館が扱う資料の中に、電子書籍を筆頭とするような新しいデジタルメディアが入ってくる。それを使って、問題はどういうサービスをするかであります。電子書籍を収集してそれで事足れり、あるいは収集さえすれば満足されるかというとそういうわけではありません。問題はそれを使ってどういうサービスをするかです。この場合にサービスをする手だて、手段として、いわゆるICT、情報通信技術を活用したようなサービスが考えられます。とはいえ、それは従来の図書館のサービスと全くかけ離れたところから新しいサービスが導入されてくるものばかりではありません。従来のサービスの延長線にあってそれをもっと効率よく、そしてもっと幅広い都民に対して利用してもらう、そういう観点が必要だろうと思います。そういう意味では、課題整理に続いて具体的なサービスの方向性を検討するというのが、この提言の視点の2番目になっております。

そして、3番目は、これは図書館協議会の提言ですから、単にサービスだけではなくて事業運営の観点、もう少し突っ込んで言いますと、図書館経営的な視点からこれをどうとらえていくかということであります。具体的には5ページのほうに入りますと、ここで第3の視点の中をまた3つにキーワードであらわしました。片仮名ばかりで、必ずしも片仮名がいいとも思いませんけれども、ここにはイノベーション(革新)、コラボレーション(協働)、そしてリーダーシップ(先導)ということであります。情報技術の革新は言うまでもなく、コラボレーションという意味では都立図書館と市区町村とのコラボレーションもありますし、先ほどMLA連携と言われましたように、博物館、美術館、あるいは文書館、さらにはさまざまな情報提供機関、情報公開の窓口でありますとか、行政がさまざま持っている役所の窓口、そういうところとの連携も考えられます。ビジネス支援で言えば、当然、商工会議所との連携、あるいは健康医療サービスであれば地元の医師会でありますとか、保健所、保健センターとの連携ということになります。そういう意味でのコラボレーション(協働)が必要だろうと思います。そして、最後にリーダーシップというのは、首

都東京の図書館だという点ですね。単に東京都内、あるいは東京周辺だけを考えるわけではなくて、全国に視野を広げて、その中での先頭に立っていこう。とりわけ今回の震災ということを考えますと、図書館がこれからなし得る貢献はさまざま考えられます。その場合にも、都立図書館がいわば先頭に立って幾つかの支援のモデル、あるいは復興を目指すような貢献のための図書館のモデルというものを提案していく、そのためのいろいろな試行錯誤を率先してやっていこうではないか、こういう意味合いも込められております。こういうふうな観点から、以下の提言を順次ここでしてまいりました。繰り返しになりますので、あまり立ち入ったことはここでは説明いたしません。

18ページのところから具体的なサービスの展開について書かれております。特にここは都立図書館の特性に基づいたサービスの展開ということで、随分作業部会の委員の方々にも、都立という視点と同時に、先ほどのリーダーシップという意味では、全国、場合によっては世界に向けた視点と、この複眼的な視点に立った上で提言をしていこうではないかということで、執筆にも力を入れていただきました。18ページのところがまず、デジタルアーカイブの重点的な整備、とりわけ江戸・東京の歴史や文化にかかわるものということは都立図書館ならではだろうと。この場合には、江戸・東京博物館との当然コラボレーションということも考えられます。

それから、19ページに移りまして(2)インターネットを活用した市区町村立図書館等への支援。これは都立図書館が広域図書館として23区のみならず多摩地区の市町村の図書館へも支援をする第二線図書館の役割があります。これについても、新しい情報通信技術を生かした、次の世代にとっての支援、従来の第二線図書館というよりは、もう少しフェーズが変わったところでの第二線図書館としてのあり方というものが考えられるだろうということで、積極的にウェブサイトの活用でありますとか、eラーニングでの研修機会の提案というふうなことをうたいました。とりわけ、いわゆる東京都の場合、島嶼部ですね、離島を含んでおります。こういうふうなところへの第二線図書館の働きとしては、情報通信技術を活用することで、海を隔てているわけなんですけれども、その距離が多少なりとも縮められる可能性があります。そういう意味では、情報通信技術の積極的な活用ということが当然言われていいだろうということで、ここも書かれております。

20ページの(3)最新情報技術を活用したサービスの提供というところでは、いわゆる ソーシャルメディアですね、ブログ、ツイッター、ソーシャルブックマークといったもの を活用いたしまして、いわゆる図書館から利用者への情報提供だけではなくて、逆に利用 者から図書館にもいろいろとフィードバックしてもらう、あるいは横のつながりで図書館同士の連携もこういうものを活用していくというようなことです。場合によっては図書館の利用者同士が今度は相互にコミュニケーションをやるということも考えられます。そういうことで、図書館が新しい付加価値を生み出していく可能性があることから、こういう視点もここでは取り込んだということになります。

そして4番目、最後に、首都東京の図書館としてということで、先ほど申し上げたリーダーシップですね、日本の顔、日本の玄関、入口でもある東京都の図書館だけに、広く図書館界のリーダーとしての自覚を持った活動、運営をしてもらいたい、そういう期待を込めて書いたところであります。

そして、その後、5 都立図書館の魅力や価値を最大限に引き出す基盤ということでは、 再三、私自身この協議会の場でも申し上げました、最後は人材なんですね。いろいろと新 しいサービスの提言をしたり、マネジメントについても申し上げても、それを担うのは、 とりもなおさず都立図書館で働く職員の皆さんです。この人材の確保・育成ということを 考えておかないと、短期的な打ち上げ花火で終わってしまうわけですね。これを継続して 中長期的に維持していくためにも、こういったサービスやこういった運営を担う人材を考 えていく必要があります。そのことはどういう場面であれ、この種の提言では欠くことの できない側面だろうと思います。そういう意味で人材の確保・育成ということは改めて強 調させていただきました。

2番目に、この民間サービスの有効活用ということで、ガバメント2.0、オープンガバメントを軸にという提言を、やや詳しくしております。ここらあたり、単に新しい技術を使うだけではなくて、民間サービスの活用というのは、今盛んに言われている新しい公共ですね、官と民の連携、そこに新しい公が生まれてくると。これは当然、民間企業だけではなくてNPOでありますとか、あるいは当然ボランティア団体、そういったものの活用も視野に入れることになります。とりわけ今後の震災復興に当たっては、官だけではなくてそういったボランティアの手も借りるというのは、阪神淡路大震災のときの例を引くまでもないことだろうと思います。そういったときに、情報とか資料提供の面で図書館がリーダーシップを発揮するんだけれども、そのときに民間の力、あるいは住民の能力、こういったものをうまく東ねていくことが求められるだろう、そのための技術として、ここに挙げたようなフリッカーでありますとかザ・コモンズ、そういったことも考えられるということです。こういうものをうまく使うことで、官だけではできない民のよさ、そういう

ものをうまく引き出していくことが求められることになるだろうと思います。

そして25ページのところ(3)で、都立図書館の魅力を伝える積極的なPR、この協議会の場でもしばしばPRの重要性について指摘がございました。そういう意味では、こういったことについても広く世の中にアピールをしていって、都立図書館としての活動を知ってもらう、それが今度は新しい協力の担い手、先ほどのコラボレーションの担い手を育てていくことにもなります。そういう意味での積極的なPRに、これまた新しい情報通信技術を生かしていこうということであります。ここらあたり、新しい公共、そして、積極的なPRというのは、従来の提言にはない新しい視点だろうと思います。項目それ自体は目新しくないかもしれませんが、その事業を実現するための手だてとして、新しい情報通信技術や、新しいソーシャルネットワーキングの手だてが使えるということになります。

そして最後27ページ、おわりにですけれども、こういったことについても先ほど倉富課長からありましたけれども、PDCAのサイクルにやはり乗せてきちんとマネジメントをやっていくべきだろうということです。そのことが実は、今回が24期になりますが、前の23期で実は図書館の評価の手順、そして評価の視点をこの協議会は提言していたわけです。今回新しく委員になった方は、ひょっとしたら継続性ということについてはあまり強く意識されなかったかもしれませんが、協議会としてはやはり前の期の提言との一貫性、あるいは継続性を保つという意味でも、この新しいサービスについての評価改善ということをきちんとやっていき、折に触れて図書館協議会の委員の方々の点検評価、チェックが入ることが必要だろうということで、最後にそのことを申し添えて、最後の提言の締めくくりというふうにさせていただきました。

やや詳しくなりましたが、私のほうからは以上です。

【中島議長】 わかりやすい説明ありがとうございました。

それでは、今お届けしております、このデジタル時代の都立図書館像提言案、この案文につきましては、事務局から週末に送付されているということでございますので、お読みいただいたと思いますけれども、これにつきまして委員の皆様からご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

作業部会の先生方、非常にご努力されましたが。その委員会の方、特に今回初めてでご ざいますので、どうぞ。

【千野委員】 千野でございます。私、週末から熟読玩味させていただきまして、内容 について全く違和感がないといいますか、よくまとめられたというふうな感想を持ちまし た。私がここでコメントをつける役割があるとすれば、この文言をいじるんではなくて、 強弱についての口頭での指摘をするところにとどめるべきかなとは思っております。その 部分で言いますと、この中で非常に革新的な部分が私にとってはたくさんあるような気が しました。それはどういうことかというと、昔、某県の県立図書館の担当者に話を聞いた ときに、うちはここまでやっている、都立はやっていないだろうということを、いろいろ 自慢のネタに、比較に出されことあるんですけれども、それはこれだけの巨大な図書館、 伝統のある図書館だといろいろ閉塞的であったり、動きにくかったりする部分がある、そ れを比較的小さな県のやる気のある図書館は、それをうまく逆手にとるというか、超えた 気になるというか、新しいことをやっているという1つのメルクマールにされているよう な気がしました。

それのベースになるものは何かと言いますと、今回テーマになった電子書籍とかデジタルというのは、これは表にあらわれた実に表層的なことなんですね。しかも、この中に書かれているとおり今過渡期でありますし、1年後にどんなツールを使っているかもわからない。例えば、フェイスブックなんて、半年前それって何って言われていたものが、今、フェイスブックやっていないのってそういう時代ですから、デジタルに関してはもう常にウォッチして常に取り入れてください、それ以上のことは言いにくい、ここに何となくコンテキストとして出てくる、常にウォッチしておこうよというところにとどめざるを得ない。でも、それをベースにするためのこの図書館の基盤に対していろいろな提言が見えてきます。ここに私はより強いサインを感じます。

具体的に申し上げますと、例えばMLA連携、これは運営する側からしたら違うもんという話ですけれども、利用する側からしたら全く同じ、ばらばらにこんなものがあっちゃ困るよというものだと、私、今までの経験からして感じるところでありまして、こういったもの。あるいはデジタル化に関する先駆的な取り組みといったことを求めている。

もう一つは、特定の専門領域を持つ専門家の育成、こういったところ、つまりは糸賀先生おっしゃったように、それを実現するための基盤の整備こそが重要なんだということをおっしゃっておられたように思うんですけれども。まさしく今回はデジタルのことを議論しているように見えて、実はデジタルを対応するために、これは1つの例として、図書館はどうあるべきかというところについての提言こそ、今回の提言の意味があるように思いました。そのことを指摘することにおいて、よって、この提言の中の強弱の部分について、1つの指摘といいますか、私の意見として述べさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

【中島議長】 そのほかいかがでございましょうか。ご意見ありませんでしょうか。

【持田委員】 感想ということで。作業部会の皆様には、ほんとうにご苦労でございました。感想ですが3点あります。1点目は、図書館運営の3つの要素の資料、施設、人というのは、すべて予算の裏づけで動いているということで、こういう財政状況ですから、優先順位ですとかそういう観点が、こういう議論には載ってきませんけれども、背景に、やはりその時代時代の財政状況があるということを強く感じたところでございます。

2点目は、6ページに、都立図書館が果たすべき役割という中に、これまでに果たしてきた内容が書かれていますけれども、その中で、市町村立図書館、都庁、学校等を支援する役割とございますが、今回この全体を読ませていただきまして、学校支援という観点はほとんど触れられていないわけですね。これはデジタル化自体の動向が明らかでないということと、学校自体のICT化、学校図書館自体が従来型のペーパーのみの図書館の形から脱却できていない。これはもちろん、予算の面もあればいろいろ能力の面もありますけれども。そういった意味では、当面はデジタル化というのが学校等の関係と課題にもならないのかなというような思いをしました、少々、残念です。

ただし、子供を取り巻く状況というのは、個々の子供ないしは個々の教員ですね、これは電子教科書の話題もあり、電子書籍とか、個人的には大いに子供・教員というのはかかわっている現状があると。そういった意味では、教育活動としてのデジタル化の前の段階で、児童・生徒、教員の個人的なかかわり、利用者としての都立図書館の役割というのが、ここでいろいろ提言されている中身で、サービスを受けることができるということで、そういう考え方をしていかなければ学校は取り残されていくなという感想でございます。

それからもう一点は、19ページに、都立図書館と区市町村立図書館の関係が書かれていますけれども、都立図書館のサービス支援を充実していくという中で、市町村図書館も、予算のことばかり言って申しわけないですが、同じ区市町村でも財政規模の豊かな区立の図書館ですとか、多摩地区でも大きい市の一般会計が何千億というところもありますし、小さいところは200億とか300億ぐらいしかないところがあるわけで、そういった区市町村立図書館との関係でサービスを提供していくというのは大変ありがたいことですね。結論は、学校図書館との関係で言うと、学校図書館に学校司書がいないぐらいのところもあるわけで、ただ、村山もそうですけれども、最近は学校司書を置いて、市町村図書館、市立図書館の司書や市立図書館と研修をし、それでまた学校に戻る、そういう活動をして

いますので、都立図書館のサービスが区市町村図書館に提供されて、区市町村立図書館から学校の図書館にという、間接的にサービスを受けることができるなという感想を持ちました。

最後に、27ページの6のおわりにというところがございますが、「次々と現れる情報技術の落とし子らに、ここ数年、図書館は翻弄されてきた」ということで、ご苦労がいろいろしのばれるわけですけれども、図書館自体もいろいろ新しい情報技術にかかわる、今こで言っているデジタル化とかいろいろなところに、こういう形で検討したり、策を持ったり、いろいろな対応をしているわけで、図書館が翻弄されているというと、何か策もなくて検討していないようなので、文言として何か、対応の検討を進めたとか、方向性を探ってきたとか、違ったほうがいいのかなというのが感想です。

以上でございます。

【中島議長】 今最後にちょっと具体的なご意見がありましたが。何かありますか。 特に修正ということでいいでしょうか、よろしゅうございますか。

【持田委員】 感想ですので。

【糸賀副議長】 今言われた最後の点は修正したほうが、できれば。私は今のご指摘で、「図書館は対応に追われてきた」ぐらいでよろしいんじゃないかと。確かに翻弄といいますとね、何の策もなくというふうにも読めますんでね。そこの修正は今すぐできると思います。

【中島議長】 「対応に追われてきた」。

【糸賀副議長】 それでよろしゅうございますか。

【持田委員】 はい、ありがとうございます。

【糸賀副議長】 それから、先ほど言われた、学校図書館への配慮は、確かにちょっと やや薄いかなと、今ご指摘を受けて私も感じます。どうしますかね。

【倉富企画経営課長】 この件については、提言には詳しく記載されていませんが、学校図書館に対してどういうサポートをしていくかについて検討を進めているところです。 そういった面では、この提言とはまた別のところで、当図書館でも重要課題の1つとして 進めているところではございますが、今回のデジタル化を中心とした提言の内容とは若干趣を異にするところがあるものと考えております。

【野末委員】 今のことなんですけれども、倉富さんがおっしゃることもよくわかるんですが、ただ一方で、これはスパンが3年から5年ぐらいということなので、そのぐらい

たったときに学校図書館にデジタルという観点で何らかの支援をするということも想定できると思うんですね。この提言案自体を皆さんがお読みになって、対面で話すのがきょうが最初で、初会合なので、いただいたご意見を元にここで合意がとれるのであって、かつ修正ができるのであれば、それはしていったほうがいいなと思います。

とはいいながら、あまり大幅なことをやると事務局が非常につらい思いをなさると思うので、例えば、先ほどの持田委員のお話でいくと、20ページの(3)の前、つまり(2)の最後ですね、そこに例えば、「なお、区市町村図書館以外にも、学校図書館等への支援もあわせて期待されるところである云々」とかですね、一文最後になお書きでつけ加えておいて、学校図書館への配慮も視野に入れているということをうたっておくのは、報告書として、提言としていいのかなというふうに思います。

幸か不幸か(2)のタイトルがもともと「インターネットを活用した区市町村立図書館等への支援」となっていますので、「何が『等』か」と言われたら「学校図書館」だということでいけるんじゃないかなと思う次第でございます。いかがでしょうか。

【倉富企画経営課長】 これまでもやっているところではあるんですけれども、学校司書に対して、都立図書館の職員が研修の講師等を行ったりなどもしておりますので、研修の部署と連携をしながら、そういったことについて充実させていくことも1つはあるかなとは思います。

【糸賀副議長】 だったら、私もどこへ入れられるかなとずっと考えていたんですが、今、野末委員指摘のように、19ページのこの市区町村立図書館等への支援と、あとは、その前で、3のデジタル時代の公立図書館のところで、13ページの一番下の(その他の論点)ってありますよね。その他の論点の実は一番最後が「マルチメディアデイジーについて製作のための研修機会を設けるなど、区市町村立図書館や特別支援学校をはじめとする学校の図書館などへの支援を行い、連携・協力を図りながら進めることが適当である」と一応書いてあるんですね。ただ、これだと学校図書館の支援としてはやや狭いことしか書かれていないということだろうと思います。ここをもう少し、デイジーというか、読書が困難な利用者、特別支援学校だけではなくて、もう少し広く学校図書館への支援をうたうか。

あとは、今のご説明のところの20ページの上から4行目のところに研修の話が出てきますよね、「集合・対面によるものを含め、研修等の内容を巡っては、デジタル時代の公立図書館にとって重要なものを取り入れていくことが適切である。例えば、資料のデジタル

化に関する都立図書館の持つノウハウを区市町村立図書館や学校図書館に提供していくことなどが考えられる」というふうにすれば、その研修面で今の学校司書への配慮も書き込めると思うんです。ここらあたりに少し学校図書館関係の言葉を、今すぐにここは入れられると思います。少なくとも今のこの20ページの上から6行目あたり。区市町村立図書館や、あるいはだけでなく、学校図書館にも提供していく。それは、市区町村立図書館等のなどが、具体的にはこういうのを指すんだということになる。そこら辺でちょっと対応して。

【持田委員】 前提として、都立学校ではなくて区市町村立の小中学校を想定しているのですか。というのは、この流れから言うと、特別支援学校の。

【森口中央図書館長】 区市町村立の小中学校も当然入ってくると思いますが、服務監督の関係から、小中学校の司書教諭に対して行う場合には関係部署に依頼をすることになります。

【持田委員】 研修の話ですか?

【森口中央図書館長】 そうです。県費負担教職員に対して行う研修の位置づけであれば、その辺の手続はスムーズにできるんです。そういったワンクッション置く関係がありますが、このようなことを細かく入れてもどうかなとは思います。

【持田委員】 私が申し上げたのは、学校自体の受入状況といいましょうか、学校図書館ですね、義務の、小中の図書館の受入自体がまだ前段階なわけですね。児童・生徒や教員は生活の中ではICT化は進んでいるというところで、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますけれども、都立図書館のサービスが区市町村図書館に行ったものが間接的に行くというような現状でとらえていたんですね。ただ、今、もう少し先の、または進展が早いということであって、年度ではなくて3年ぐらいのスパンということで、どうするかというのであれば、今おっしゃったような区市町村立図書館等の等は、学校の図書館も入っていいのだという視点で、一言どこかにそれが入れば、都立図書館は学校のほうも配慮していることがわかるなと思ったのですけれども。

【中島議長】 そうしますと、ちょっと整理しますと、今2つのご意見が出ましたが、 野末委員いかがですか、この20ページの、先ほど糸賀副議長が言われた、学校図書館を 追加するという文面はいかがでございますか。なお書きのほうがよろしゅうございますか。

【野末委員】 どうでしょう。多分、これが公開されたときに、もう少し言ってしまうと、学校図書館以外のところとの連携とか、支援とか、どうなるんだという話が出てくる

可能性があるので、なお書きで、学校図書館等としておいて、その等のところで、少し、3年から5年ぐらい先なので、どういう状況になっているかわかりませんから、民間の資料センターとか図書館などとの連携もあり得るわけだと思うので、その辺をにおわせていくような一文が入ると、多分、都立の皆さんとしても後々安心かなというふうに思うわけですが。どうなんですかね、ここで適切かどうかというのは、ちょっと。でも、これでいいんじゃないかなと思うんですが、どうなんでしょうね。

【糸賀副議長】 先ほど言われたのは、一番最後になお書きで。

【野末委員】 なお書きで、「なお、区市町村立図書館以外にも学校図書館等への支援も 期待されるところである」とか、「求められるところである」とか、くらいですかね。

【糸賀副議長】 ただ、これ、都立図書館の協議会なんで、直接、つまり、さっき課長が言われるように、市区町村の教育委員会の事務に対してはあれこれ言えないんだろうと思います。だから、最終的には、先ほど言われるように、市区町村の図書館を経由して、そこの地元の学校図書館に後押しをしていくというか、支援をしていく、そういう意味では間接的にならざるを得ないと思うんですね。だから、そういう一文がそのままここに書けるかどうかはなかなか難しいと思います。

【森口中央図書館長】 都立学校ICTのセンターがありますが、そこでコンテンツを開発しながら都立学校に高校と特別支援学校に公開しているんですけれども、可能なものは区市町村にも拡大しようという考えはあるんですが、まだ準備が進んでおらず、具体的なものが出ていません。まだ都立学校中心で、教材をどういうふうに開発して蓄積してやっていくかという状態です。それをネットを通じてやるのはまだ先になりますね。今、ほんとうにできるのは、区市町村の職員に対しては、服務の関係でいくと区市町村教育委員会です。今一番やりやすいのは研修の位置づけの中でやっていけば良いですけれども、具体的には、研修の場合にはそれぞれパソコンの台数も必要で、研修センターで用意する必要があり、制約があります。都立の学校司書の場合もかなり制約があります。デイジーの研修も同じことが言えると思います。効果的なのは、区市町村の図書館の中心館で提供してもらって、実際、司書に研修を行うことは、かなり効果があると思うんですけれども、ただ、区市町村によっては規模の問題もありまして、まちまちです。

【野末委員】 すみません、14ページにもう既に「学校図書館への支援」という言葉が出てきてしまっているので、そうするとこれもまずいということになりますか。

【倉富企画経営課長】 こちらについては、ことし初めての試みだったんですけれども、

当初は区市町村立図書館を対象としていた研修に、特別支援学校についても要望があったので、対象に加えたということがございます。特別支援学校等でも研修のニーズがあるということでございますので、やはり触れられたほうがよろしいのかなと思っております。

あと、1つ、デジタルという意味であればなのですが、インターネットを使って学校支援ページというのをつくっておりまして、学校からのレファレンスを受けたり、必要な情報の提供等を行ったりしております。今後このページについても充実をしていきたいという想いはあります。特に記載されておりませんが、取り組んでいこうとは思っているところです。そういった意味として、学校図書館に対しても情報通信技術を活用したサービスの提供について、より一層充実させていくということも望まれるとか、期待されるとか、そういったことについてご記載いただくという形でも良いかなと思ってございます。

【野末委員】 すみません、そうすると、支援という言葉を使わずに何か別の表現で学校図書館等に向けた情報発信とか、そんなニュアンスにするというか。

【倉富企画経営課長】 情報通信技術を活用しながら支援を行っていくということを考えています。

【糸賀副議長】 それはいいんですけれども、提言の文章に何か書き込むのか。今、課長の言われるのを聞いていると、今の段階では、それこそ今の協議のことは記録には残るわけですよね。それを記録に残せばいいのかなという気もします。学校図書館、直接は都立としては支援しにくい。

【森口中央図書館長】 義務制の小中学校については、都立学校と比べると難しい面があります。

【糸賀副議長】 難しいですよね。考えるのは、当然、都立高校ということにはなるんですけどね。

【持田委員】 感想として申し上げましたので。

【森口中央図書館長】 図書館職員に対して、服務の関係であるとか、それから実際のこちらの人材の問題等がありまして、非常に難しいということがあります。都立図書館でも細かい対応はやっておりますが、ただ、数の問題で、小学校ですと約1,300校ありまして、すべてを都立図書館が対象とするのは物理的には無理なところがあります。情報通信を使った場合には、モデル的なコンテンツは発信できていくのかなという気がしますので、このような形での支援は、今後したいと考えております。

【持田委員】 今、学校と区市町村立図書館とも検索がつながっていない状況です。つ

ながっているところもありますけれども、つながっていないほうが多い。

【森口中央図書館長】 都立学校と都立図書館もつながっていません。

【持田委員】 それで、区市町村図書館と都立図書館は検索はできますよね。都立のもを検索するのですね、直接ではなくて。ですから、先ほど申し上げたように、区市町村立図書館を支援していたことによって、そのサービスが間接的に学校に行くという現状ですので、そういった意味では、ゆくゆくは、何十年先かには学校で引けばどこにあると、どこになければ都立にあるとか、そういうこともできると思います。今そういった意味では、時期的に学校の受入体制が進んでいませんので、感想として、そういう学校ですので、あまり進まないなというところをお話したまでで。この字句の訂正なり、そこに入れるところまで改めてお願いするというものではありませんので。議事録に残っていれば。

【野末委員】 そうすると、19ページの(2)の見出しの「区市町村立図書館等」の「等」はとらなきゃいけないことになりますか。中には区市町村立図書館のことしか出てこないので。ただ、さっき倉富さんがおっしゃったように、ホームページでの情報発信で、学校図書館に向けた話というのは、19ページの下のほうに書いてあることとほぼ同じのようにも読めるんです。つまり、情報提供していますという意味での支援であれば、個人的には、学校図書館という言葉が入ってきてもそんなに違和感はないなと思うんですが。ただ、これは決めの問題だと思いますので、議事録に残すことにして、ここは区市町村の図書館に限定してお話をするというのであれば、(2)の「等」をとってあとはよしとするか。

【千野委員】 支援には顔が見えた支援と顔が見えない支援があるわけで、そうすると、等をとっちゃうと顔が見えない支援のほうも否定しちゃうような気がして、何かすごく寂しいなと思いますので、私はこのままで、それこそおっしゃるように議事録に残すなり、等には、もう学校図書館を入れても、この支援というのはいろいろな支援があるし、3年後どうなっているかわからないしという意味で言うと、逆に含みを持たせたほうがいいような気がします。

以上です。

【糸賀副議長】 多分、私は行政的には、ここの等は、東京都内にも図書館未設置の自治体があるんじゃないか。島、それを考えると、そこはこれで含めるんじゃないかというふうに私は考えました。島で図書館がないところもあります。要するに、村立図書館とかないところありますよね。そういうところの公民館図書室をこれでカバーできるんじゃないかという意味合いを私は感じます。だから、結論から言うと「等」はあっていいんじゃ

ないかということなんです。

【野末委員】 そうすると、文中にも必要なところに「等」を放り込むということになりますか。区市町村立図書館というところを「等」にするという理屈になるかなと思うんですね。例えば、20ページの2段落目6行目の「区市町村立図書館に提供」のところは「等」を入れるということになるんでしょうか。

【糸賀副議長】 だから、この2のところの最初のところに入れておけばいいんじゃないですかね。あとは要するにその意味で使われているということになりますので。

【野末委員】 そうすると、どこですかね。

【中島議長】 実際には、学校図書館に直接提供していくことは事実上無理ですよね、都立の図書館から。都立学校は別にして、いわゆる小中学校に。それをもしやるとすれば、区市町村の図書館を通してやる形になる。それをここに入れちゃいけないんですか。先ほど糸賀先生の言われた、区市町図書館や、そこを通して学校図書館にという表現をすればいいんじゃないかと思うんです、将来の問題ですけどね。

【糸賀副議長】 なるほど、そこを通じてと入れれば問題ないです。

【森口中央図書館長】 望ましいのは、各自治体の図書館の中央館なりが所管の学校を、カバーしていくのが、同じ設置者の教育委員会が所管するため、服務上も非常にやりやすいし、地域の実態に合った細かいものもできやすいというのが考えられます。都立図書館としては、人材の育成なりのノウハウを提供していくというのが一番効果的かなと思っております。やはり都立が直接やっていくというのは物理的にも時間的にも無理ですし。むしろ区市町村図書館を支援して、学校支援の機能を高めていくほうが現実的かなと思います。

【中島議長】 ここはデジタル化に関する図書館の持つノウハウをなんですね。それは 区市町村立図書館には出すわけですね。そこから先はもう区市町村立図書館にお任せする という意味で、通じてという表現で。

【持田委員】 19ページの下から3行目の、前段を受けて、「そこで、都立図書館のウェブサイトにおいて、区市町村立図書館及び図書館職員を対象としたページ」というのは、これは要するに発信するだけですよね。ですから、ここは区市町村立図書館等にしておけば、学校図書館やその他が入って、及び図書館職員を対象としたページを、後ろのほうの研修の機会云々は、進めるとともにで、また別の事業になっていますね。ですから、入るとしたらここに等が入れば、先ほどの学校図書館も、村立の公民館ですか、そこにある図

書施設ですか、それも全部入ってきて、それも発信ですから、そのページを見ることによって情報をいただくということなんで。いろいろな先生方がおっしゃっていることがここで解決するのではないかなと思いました。学校という言葉を入れなくても。

【野末委員】 既にあるわけですよね、学校図書館向けのページが。だから、まあ、「等」 が入っていてもおかしくはないし、いいんじゃないですかね。

【糸賀副議長】 いや、そうするとね、日本語として、その後に及び図書館職員をというのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。等があったら。そうしたら、図書館職員を削っちゃったほうが。そうすれば、区市町村立図書館等を対象としたページを拡充ですかね。

【野末委員】 いいと思います。

【糸賀副議長】 そうすれば、この図書館職員は区市町村立図書館の職員を指すわけで しょう。そうしたら、当然、図書館を対象にすればそれ含まれるわけで。そうすれば等は 入れやすいと思います。

【中島議長】 ということは、「及び図書館」をとるんですね。

【糸賀副議長】 そうです、「及び図書館職員」。

【中島議長】 え? 区市町村立図書館職員じゃないんですか。

【糸賀副議長】 いや、職員を対象とは言えなくて、図書館を対象としているわけでしょう。結果的にはそこで働いている職員も役に立つわけだから。

【中島議長】 じゃあ、「及び図書館職員」のかわりに「等」を入れるんですね。 そんなところでよろしゅうございますか。

【持田委員】 すみません、感想からこういうことになってしまいました。

【中島議長】 じゃあ、今のところよろしいですね。

【齊藤委員】 2年間ここでいろいろ議論に参加させていただきました。議論は必ずしもスムーズではないときもあり、概念がお互いはっきりしなかったりするということもありましたが、こうして書きまとめていただいたものを拝見しますと、これまでの議論全般が踏まえられており、1章1章書けば、もっと長くも書けるところだと思うんですけれども、あえてこれぐらいのページ数にコンパクトにおさめていただいて、大変な力量だと思いました。参加した者として、尽くされた議論がくまなく押さえられていると思います。

それから、先ほど過渡期というお話ありました。やはり、紙の本に私どもなじんできた わけですけれども、そこに電子媒体が入ってきて、それは非常に可能性を秘めているよう だけれども、なかなか紙ベースで情報に親しんできた者との間で使用感の成熟というんでしょうかね、それがない。ここが"過渡期"ということのひとつの意味だと思います。そういう状態で、この図書館が電子媒体を受け入れながらデジタル時代にそれをどういうふうにして利用していくのかということを議論してきたわけですが、そういった過渡期の中での指針としては非常にコンパクトで明解なものが出されていると私は感じました。さらに、その可能性を引き出すのが最終的には人である、というところのご指摘も妥当だと思います。

修正箇所に関しましては事前に申し上げまして、部分的に反映されておりますので、私はそこのところに関してはいいと思うんですけれども。あえてその部分言わせていただければ、8ページの一番下のところです。これは、いわゆる図書と言った場合に、書籍といいますか、雑誌ではない本の形を連想するので、電子データによる書籍の書籍と言った場合に、雑誌類の電子化されたものが含まれない、そういうような誤解を避けるために、この3行を入れられたと思うんですが。そう理解しまして、私はここのところ、下から2行目で、「「雑誌(ジャーナルないしマガジン)」など図書以外の形態による電子媒体資料も含めて」という、ここに、形態と、今、括弧でとじられているところの間に「による」と入れまして、電子媒体資料をくくっている括弧をとり外して文を続けたほうが、より文意が明らかになるんではないかなと思いました。

【中島議長】 図書以外の形態による電子媒体資料もということですね。 いかがですか、よろしいでしょうか。

【糸賀副議長】 そうすると、その場合の図書以外の図書というのは、図書以外の形態による電子媒体……。電子媒体の前に、そもそも図書という形態になっていないんだからなあ……。細かい話で。図書以外の形態による電子媒体ですよね。だって、電子媒体になったときには、図書とか雑誌とか新聞という形態をとっていないんだから。

【野末委員】 ここでいう「形態」は、物理的な形態というよりも出版形態の意味での 形態というふうに理解すれば、文意のとおりじゃないですかね。

【糸賀副議長】 そういうことね。図書以外の出版形態。

【野末委員】 出版形態という意味での「形態」ですね。

【糸賀副議長】 まあいいや。電子メディアになったときも図書っていうんだよね。電子雑誌と言うし。うーん。そのカテゴリー分けを指すわけね。

【野末委員】 そうじゃないかと思います。新聞のオンライン版とかですね、そういう

ものも、新聞という出版形態を一応とっている。

【糸賀副議長】 その場合は新聞という出版形態か。その形態のことを言っているわけね。形態っていうよりも、だから、カテゴリーなんだな。図書というカテゴリーがあり、新聞というカテゴリーがあり、雑誌というカテゴリー。図書というカテゴリー以外の電子媒体も含むんだと、こういうことですね。

【齊藤委員】 この電子書籍といったときの書籍という言葉が、いわゆる単行本の形を 連想させるので、それを広げようとしてこの3行を入れられたんじゃないかなと私は想像 するんですね。

【糸賀副議長】 そうです。だからご指摘のとおりでいいんですが、ちょっと表現として、図書以外の形態による電子媒体。

【齊藤委員】 表現は最終的には執筆者にお任せいたします。もう少し文意が明確になるといいなと思いまして申し上げました。

【糸賀副議長】 わかりました、いいです。前が雑誌などと出ているからわかるんですね、雑誌など図書以外の形態による電子媒体ですね、いいんですよね、資料要らないですよね、電子媒体も含めて電子書籍という用語を用いることとする。

【中島議長】 いいですか。図書以外の形態による電子媒体も含めて。 ほかにございませんでしょうか。

【野末委員】 私、前回、12月の協議会を欠席したので、流れを十分に把握していないかもしれませんが、そのときに基本的に文言については作業部会にお任せして、作業部会としては各執筆者に文言をお任せして、それを事務局及び作業部会長に取りまとめていただいて、きょうここで皆さんで検討するということなので、よくも悪くも個性が各部分にあふれていて、それはどちらかというと肯定的にとらえたほうがいいと思っているんですね。新しい事柄をたくさん入れ込んでいますよね、先ほど千野委員もおっしゃったように。なので、いろいろな可能性がここに含まれているということが大事で。かつ、今回、提言をまとめた後に、これを使って都立の皆さんがこれからのサービスを展開していっていただくことが最も重要だと思いますので、事務局の皆さんがこれを取りまとめていただく中で、この方向で行けるというふうにお思いであると、私はそういうふうに理解をしています。以上のことをまず確認した上で、2点、私も作業部会の委員ではあったんですが、その後の修正があったところも含めて、ちょっとコメントというか意見、提案なんですが。

1点目は、20ページの(3)のところなんですが。4章は、都立図書館の特性に基づく

新しいサービスになっています。(1)(2)は都立図書館の特性ということでよくわかるん ですね、都立ならではです。(3)のところは必ずしも都立だからというふうにはならなく て、ほかの図書館でもいいじゃないかという議論になりかねないと思うんです。もともと の作業部会が最初にまとめた原案だと、この(3)のところの冒頭に、(4)の冒頭にある 1段落があったんですね。つまり、都立は単なる都立図書館ではなくて全国の公立図書館 の中核なんだから、先駆的なサービスをどんどんやっていくんだ、あるいはサービスを先 駆的に展開していくんだ、例えばこんなことも考えられる、こんなことも考えられるとい う文脈、位置づけだったと思います。この(3)だと、これのままだと、単に新しいことを どんどんやるということになってしまって、都立の特性というのが読みづらいかなと思い ます。提案なんですが、(4)の冒頭の1段落及び2段落目の1文目を(3)の冒頭に持って くる、または重複して書くか、または(3)をこういう出だしで書いているので、(3)の最 後の3行目、4行目かな、「今後」という前のところに、なぜこういったことを都立がやる のかということを一言、例えば、「(4)で触れるように、都立図書館がリーダーシップを発 揮するという観点からも」とか、「今後これこれをやっていくことが期待される」というふ うに一言つけ加えるとか、どちらかにしておくと、何をもって都立の特性と言っているか ということがわかるかなというふうに思います。作業部会の2回目だったと思いますが、 そのときの話ではたしかそういった方向だったと思うので。入れておいたほうが読み手に もわかりやすいですし、4章にあるということがわかりやすいのではないかなと思います。 まとめてがよろしいですか、それとも、ここで切ったほうがよろしいでしょうか。

【糸賀副議長】 じゃあ、いいですか、ちょっと今の点ですが、作業部会のほうでやったときに、ちょっとこの辺組みかえたんですね。それで、私の記憶では、この123で、最後に首都東京というふうにして、この構成だったと思うんです。そういう意味で、それぞれ作業の分担も執筆の分担も割り振ったんで、こういう構成だったと思います。3が、都立図書館の特性というのは、結局、大規模館で、予算的にも、それから職員の人数的にも市町村の図書館とやはり違うということだと思います。1のデジタルアーカイブが要は江戸・東京ということで地域特性。2が市区町村立図書館への支援、あるいは、先ほど出たように都内の学校図書館への支援という意味では、これが広域自治体としての特性です。3のところは大規模であって、予算的にも、それから、職員数も決して十分とは言えませんけれども、市区町村の図書館に比べれば充実している。4が、首都という意味での日本の顔だということで、一応、使い分けはされているんで、これでいいんだろうと思いまし

た。そういうふうに考えて執筆の分担も、その4章の中が、(1)から(4)の構成になるということで、たしかお願いしたと思います。

【野末委員】 事務局の取りまとめだと(3)だけということになっていたんですよ、1 つだけだったんですよ、第2回のとりまとめをしたメモでは。だったのですが、結果としては、今のお話でよくわかりました。(4)のところのリーダーシップを発揮して、調査研究まで取り組むというのは非常に重要なことだと思うので、この構成自体をどうこうというつもりは実はありません。ただ、位置づけがなぜ都立なのというところに答えるべきだと思うので、大規模であるという理由でここに入っているのでも構わないと思うので、であれば、例えば、(3)の最後から3行目、4行目、先ほどの「今後」の前に、「都立図書館には」例えば「大規模図書館として」とか、「大規模な公立図書館として」とか、そんな語句を入れておけば、なぜ4章に位置づけられているのかわかるかなと思います。それがないとちょっとつらい気がします。

【糸賀副議長】 じゃあ、都立図書館は、予算規模及び職員体制から見て規模が大きく、こういうことが期待されるということ、それが要するに、あえて書きませんが市区町村と比べてなんですよね、そういうことがしやすい環境にあるという意味。それだけにそのように率先的に取り組んでもらって、その成果を今度は市区町村にちゃんとフィードバックしてもらう、そういうことなんですね。

【野末委員】 なので、この「今後」のところで段落を変えてしまって、今おっしゃったことを枕に注釈としてつけておけば、4章全体とてもまとまりがいいかなと思います。 読み手も迷わないで、なぜ都立がそれをやるんだというのはこういう理由だというのがわかると思います。

すみません、事務局の方にご不便をおかけしますが。

もう一点よろしいですか、すみません。関連するんですけれども、今のところで、目次を見たときに確かに都立だということがわかるようにしたほうがいいかなと、今、糸賀先生のお話を伺って思ったので、例えば4章(1)のところは「江戸・東京」という言葉がタイトルに入ったほうがいいんじゃないかと思いました。それから、今の(3)のところも、「サービスの先駆的な提供」とか、何か「先駆的」だとかそういう言葉が入ったほうがいいような気がします。先駆的なサービスというよりは、サービスの先駆的な提供だと思うんですね。同じものでもやり方が変わることもあるので。何かそういった言葉が入ったほうがいいような気がします。(4)はこのままでも構わないんですが、個人的には連携協力

とか調査研究とか、何かそういう言葉、何をするのかというのが入ったほうが目次を見たときに、「お、こういう4点をやるんだな」ということが訴えやすいと思いますので、例えば(4)のサブタイトルで何かそういった例えば他図書館等との協働とか、何かそんなキーワードをサブタイトルでも放り込んでおくと、目次だけを見たときに、この4章のところが今回の提言の中心になるので、この4本をとにかく大きな柱としてやるんだということが訴えやすいというふうに、今感じました。

【糸賀副議長】 わかりました。

【野末委員】 もう一点よろしいでしょうか。

17ページの一番最後なんですが、ここのところ(2)(3)生涯学習ということで書かれていて、これは非常にうまくまとまっているので、これ自体をどうこうということはないんですが、この提言をもとに、おおよそ向こう3年から5年を見越して、都立図書館が新しいサービスを時代、状況に応じて展開していくに当たって、(3)のところは情報リテラシー教育の指導的なサービスとレファレンスサービスのことだけが言葉として登場するのですが、それ以外にも、狭い意味でのレファレンスサービスではなくて、レフェラルサービスとか、いわゆるカレントアウェアネスサービスとか、そういったもっと発展的なサービスも視野に入れているんだということが最後にあるといいかなと思います。

さらに言うと、ここで言う生涯学習というのが非常に狭い意味ではないんです。実は(2) の最初に、キャリア形成みたいなことも含まれる非常に広い意味の生涯学習だということは書いてあるんですが、項目が分かれているので(3)の最後のところに生涯学習を支援するサービスといったときには、いわゆる教養的な学習だけではなくて、ここの生涯学習にはキャリア開発なども含めた非常に幅広い学びの意味なので、それを支援するサービスも非常に多岐にわたるんだということをうたっておいたほうがいいんだと思います。率直に申し上げてちょっともったいないかなと、都立の皆さんがこれからいろなサービスを展開するときに狭くとらえられると非常にもったいないと思うので。以上の2点ですね。最後のなお書きで構わないと思いますので、いわゆる狭い意味でのレファレンスサービスを展開していくことと、それから、生涯学習にはキャリア開発などを含めた幅広い学びが含まれるので、それを支援する図書館のサービスも多岐にわたるとか、幅広いものになるということを、1文か2文かつけ加えていただくのがいいかなと思います。そうすると、後々、そこを手がかりにして、時代の要請に応じて新しいサービスを展開していくことが

できるのかなと考えます。

以上でございます。ご検討いただければと思います。

すみません、今さらで申しわけないですが。

【中島議長】 いいえ。今、3つご指摘がございました。

一番最初のあれは、じゃあ、これは、21ページの今後のところに、大規模図書館というニュアンスの言葉を入れるということでよろしいですね。

【糸賀副議長】 4章のところは、まず(1)は江戸・東京に関するデジタルアーカイブ の整備というふうに見出しをするんでしょうね、重点的なはそうするといいと思います、 江戸・東京に重点を置くということなんでね。江戸・東京に関するデジタルアーカイブの 整備。

(2)は、今よく見るとインターネットを活用したとなっていますが、インターネットという言葉が本文にはどこにも出てこないのかな。(3)は最新情報技術を活用したになっているんで、インターネットを活用したは要らないのかな、(2)は、広域図書館としての区市町村立図書館等への支援の充実、これは都立図書館が広域図書館で都の中に幾つかの自治体を含むわけですね。

【野末委員】 そうしたら、「インターネットを活用した」というのをとっちゃってもいい。

【糸賀副議長】 本文にインターネットがどこにも出てこない。

それで、(3)は最新情報技術を活用したサービスの先駆的な取り組み。(3)の本文の後ろから3行目が先駆的な取り組みを進めていくことが期待されるなんで、先駆的な取り組みというふうにすればいいと思います。それで、先ほど野末さんが言われた今後のところは、改行して、都立図書館は、予算規模や職員体制から見て大規模館としての特性を持つことから、今後、こうこうこうと、あとは同じでいいと思います。

最後(4)は、首都東京の図書館としての調査研究でとめればいいのかな。さらに、調査 研究機能を持つようにとしていますので。

それ、大急ぎで直せますか。

【中島議長】 ちょっと時間をとりますから。

【糸賀副議長】 あとさっきの生涯学習のところは。

【中島議長】 何か具体的な提案ございますか。

【野末委員】 なお書きでいいと思うんですが、例えば、「なお、従来の」とか、「旧来

型の」ですかね、「レフェラルサービスにとどまらず、レファレンスサービスやカレントアウェアネスサービスなど、さまざまな発展的なサービスを展開していくことが期待される」とか、そんな表現。

【糸賀副議長】 だったら従来でしょうね。旧来はかたいというよりも、それが何かよくないこと……。

【野末委員】 狭い意味でのとらえないでほしいという意味だと思います。

それから、「また」ですかね、「また、ここで言う生涯学習とは、キャリア開発なども含めた幅広い学びを意味している」。

【糸賀副議長】 それをつけかえる。

【野末委員】 どうですか、何かでも、狭く一。(3)だけを読んだときに、いわゆる生涯学習のイメージで狭くとらえられることを私としては非常に危惧するんですね。

【糸賀副議長】 そこは何か最初のときに事務局でも生涯学習という言葉がここで出て きていたので。広い意味だというふうにとらえて手を入れたんですよね。

【野末委員】 たしか作業部会のときには、生涯学習やキャリア形成等を支援するとか、 そんな見出しだったんですよ、たしか(3)のところが。ただこれ、生涯学習にキャリア形 成等も含めてしまっていて、そのまとめ方は非常にきれいだと思うので、ここではすごく 幅広い学びという意味で生涯学習という言葉を使っているんだということを最後にうたっ ておいたほうがいいと強く思います。いわゆる教養を高めるための狭い意味での生涯学習 ととられるのは、ちょっと悔しい感じがしますし。ちょっとそういう言葉を入れていくこ とによって、新しい展開をするときにもいいのかなと思いますので。いかがでしょうか。

【糸賀副議長】 14ページの(2)の生涯学習の場として図書館のところの6行目にある「キャリア開発も含むこの学習活動は、職業生活のための生涯学習といえる」という書き方では不十分だということですか。

【野末委員】 ここは職業生活、キャリア開発だけですよね。だから、もっと広い意味で、平たく言ってしまうと何でも学びであるというぐらいの、かなり広い意味だと思うんですね。(3)のところで重要なのは、生涯学習をもちろん支援するわけですが、レファレンスサービスのあり方をどんどん発展させていきたいということが書かれているわけで、狭い意味での生涯学習に限らずに、キャリア形成でもビジネス支援でも、課題解決支援でも何でもいいわけで、それらすべて含めてここでは学びの支援だと言っているんだと思うんですね。非常にきれいな構成なので、うまくそれを生かして、最後にちょっとそこを強

調しておいたほうがいいのではないかという意見です。

【糸賀副議長】 まあそういう意味では、生涯学習の本来の定義で理解してもらえばいい。

【野末委員】 そういうことです。もっと短く書くのであれば、「ここで言う生涯学習は、狭い意味ではなく」とか、「非常に幅広い学びを含むものである」とか、そんな1文でも構わないと思います。いわゆる公民館に集合する、伝統的な形の社会教育的な生涯学習ではなくて、もっと広い意味だということがわかるような1文があるといいのかなと思うんですね。もう既に触れているので、「(2)で触れたとおり、ここで言う生涯学習は幅広い学びを意味するものであることに注意すべきである」とか、「留意すべきである」とか、そんな1文でもいいと思うんですが。

【千野委員】 今の議論でいいますと、14ページの(2)のところで実は1段を使って生涯学習のことを、私は逆に非常に丁寧に提示しているように思えるんですね。ですので、この提言で言う生涯学習というのはこういう意味であるという形で、2のほうで生涯学習の言葉を定義してしまっていいんじゃないかと思うんですが。

【糸賀副議長】 いや別にこの提言は生涯学習そのものを論じているわけじゃないから、今、国だとか、今回の教育基本法の改正の中でも出てきた生涯学習の概念をそのままここに持ち込んでいるということでいいと思うんですよ。ただ、やや14ページの書き方は、そういう意味ではちょっと確かに狭いイメージを起こさせるような書き方であっているんですよね。それがもっと広いものなんだということを、どこか断っておいたほうがいいというのが、野末さんの意見だと思います。そこまで丁寧にやる必要があるかどうかで、今、千野さんは、ここに書いてある、14ページに書かれていることで、ある意味ではかなり説明されているということですよね。どちらのおっしゃることもわかる。言葉の本来の意味での生涯学習を使っているだけなんで。全体のトーンとしては間違ってはいないと思うんですよ。

野末さんがさっき言ったのは、狭い意味での生涯学習ではなくてということ。

【野末委員】 非常に幅広い、本来的な意味での生涯学習。

【岡本委員】 そういう意味では、14ページの最初の1、2段落はかなり厚く書かれているので、野末先生の言われるところを考慮するとしても、最後の生涯学習の場として都立図書館が充実すべき事項にのところに、これらのことから、広い意味での生涯学習の場としてと補うぐらいで、もう一回念押しというぐらいでいいんじゃないか。

【糸賀副議長】 私も今まさに岡本委員が言われるところを考えていました。だから、 おっしゃるとおりで、これらのことからの次に、生涯学習という概念が持つ、幅広く多様 な学習の場として都立図書館が充実すべき、何かここでね、私もここを補うかなというふ うに、まさに考えていました。

【野末委員】 結構です。

【糸賀副議長】 じゃあ、こうしたらどうですか、今、岡本さんが言われたところで、「これらのことから、生涯学習という概念が本来持つ、幅広く多様な学習の場として都立図書館が充実すべき事項について提言することとした」。

【野末委員】 いいと思います。

【糸賀副議長】 ありがとうございます。

じゃあ、そんなことで、よろしいですか。

【野末委員】 すみません、ちょっと一言だけ、もう一点、細かいことなんですけれども、今、14ページのところの段落の冒頭に、「学校教育を終えた」という言葉が出てくるんですが。今、社会人大学生とか、放送大学とか通信制大学とか、あるいは高校に入り直すリタイアされた方とかですね、必ずしも終えた方だけではなくて、また戻ってきた方とかが含まれているので、それをにおわすような表現、「学校教育を離れた」とか、あるいはもう何も書かずに単にまくら言葉をなくすか。ちょっとその辺が少し気にはなったんですね。

【糸賀副議長】 ほかにどう言いかえるんですか。だって、義務教育を終えたとは言えないわけだから、高校、大学もあるわけだから。この表現で言いたいことのニュアンスは伝わるんじゃないですかね。言いかえようがない。完全に終わってはいないわけね。だけど、何ていうのかな。

【野末委員】 例えば、大学生であってもいいわけですよね、ここの成人というのは、 多分。なので、私がこだわり過ぎなのかもしれませんが、生涯学習といったら、小さいと ころから上までという、職業等にかかわらずというイメージが私にあるものですから、余 計にそう思うのかもしれませんが。

【持田委員】 いわゆる学校教育を終えた成人としての都民に限定するという議論があったのですけれども、上の生涯学習の定義が3つありますね。キャリア開発を含めた学習、コミュニティーの活動の生涯学習、もう一つは従来的な教養を育てる生涯学習。このように、都民1人1人のそれぞれの生涯学習への必要性から都立図書館を活用していく必要が

ある。すっきり3つの生涯学習の必要性が都民1人1人にあると、そういう立場で都立図 書館を充実するという、学校教育を終えたこと、成人に限定する何か議論があったのかど うか、それだけだと思うんですよね。こういう必要性があるから都立図書館を活用してい るという、その辺はいかがなんですかね。

【糸賀副議長】 多分ここを担当された方に、学校教育が終わってもという言い方は変ですけれども、小学校、中学校、高等学校、あるいは大学と来て、それで終わるだけじゃなくて、またもう一回学び直しの必要性を感じて学ぶんだということを強く言いたかったんでしょうね。だから、ご指摘のように直しても文章としては間違ってはいないんですが。

【持田委員】 もともと生涯学習というのは広い意味で学校教育も入るという視点があるんですね。ですから、ここに学校教育を終えた成人という、限定した都民というのを強調する必要性が議論されているのであれば申しわけないですけどね、それは必要かもしれませんけれども。今、野末委員がおっしゃったように、広く生涯学習をとらえた場合は、3つの生涯学習を支援する都立図書館というのであれば、都民1人1人のそれぞれの生涯学習の必要性から活用しているということで、私は申しわけないですけれども、すっきりわかるのですけれども。

【糸賀副議長】 これはちょっと担当した方に。だから間違ってはいないんです今ので、ただし、学校教育をやっぱり終えたんだな、一たん終えてからもそうやって学び直しの機会を図書館は提供しているということが言いたいんです、そっちに力点があるんだと思います。

【野末委員】 でも、例えば高校生などもコミュニティーに参画することがありますよね。

【糸賀副議長】 もちろん、それを否定しているわけじゃないですよ、大学生が使ってもいいわけだし。だけれども、一たんもう学校教育を終えちゃって、自分はもうそういう学びだとか学習とは関係ないと思っている人たちも図書館を通じて実は生涯学習をやっているんだと。それは仕事の上で必要だったり、地域の中で町内会の活動をやる上で新しいことを学ぶために図書館を使って学習しているということも言いたかったんだろうと思うんですよ。

【野末委員】 わかります。そうしたら、こういうのはどうでしょう。「このように、学校教育を終えた成人を含め」とかですね、「を中心に」とか、それ以外もちゃんと入っているんだということがわかるように。これだと、要するに、学校教育を終えた成人限定にな

ってしまうので、働きながら学んでいる大学生とかいるわけなので、限定しないようにする手がいい。いかがでしょうか。

【糸賀副議長】 まあ、だから、先ほど持田委員が言われたように、このように、都民は1人1人ですか、1人1人の都民。

【持田委員】 都民1人1人のそれぞれの生涯学習の必要性からでもよろしい、申しわけないです。

【糸賀副議長】 だから、それで文章としては間違っていないんですよ、間違っていないけど、もとのニュアンスは出ないという。

【千野委員】 都民って言っちゃっていいんですか。

【糸賀副議長】 まあそれもありますね。それは多分、図書館でも一般に利用者として 住民と言うのと同じだと思いますね。実は住んでいない人も使っているんですよね。おっ しゃるのはわかりますよ、東京都民以外も当然図書館を使っていますからね。

【森口中央図書館長】 都民は含まれるという解釈です。

【糸賀副議長】 含まれるんですか。

【森口中央図書館長】 情報公開なんかも関係するのも含まれるという。ただ、やっぱり中心は都民だという考えをとらないと、いきなり国民とかいうのはちょっと通じないので。ただ、都民の考え方で、他県も含まれるとか、いろいろな解釈はしていますので。やはり都民で。

【糸賀副議長】ということですね。だから、在住に限らない。

【千野委員】 こういうふうに形になっちゃうと、そういう細かいところも気になる方がいらっしゃるんじゃないかと思って、どこかで何かちょっと救いというか定義をつけておいたほうが後で面倒くさくないかなと思った程度の話です。

【中島議長】 どうしましょうかね。

【野末委員】 前段のほうについては、確かにこの文脈もわかるので、「このように学校教育を終えた成人をはじめ、都民1人1人は」とか、何かそのくらいで手を打つのはいかがでしょうか。

【糸賀副議長】 いいですよ。

【野末委員】 確かにわかります、終えた後に戻ってくる人もいるし、そうじゃない人 もいるという。

【糸賀副議長】 うんうん、で、多分、そっちを強調したかったんだと思うんですよ、

ここは。

【野末委員】 ただ、これだとちょっと限定になっちゃうので、両方入れるというのは どうでしょう。

【田中委員】 前段の振りのところから、ここは3つの例示の構成になっているので、 あまり崩してしまうと書かれた方の意図が離れていってしまうので。学校教育を終えたと いうのが、もうそこで終わってしまっているかのように見えるので、離れたとか、そこだ け変えるというのはどうでしょうか。別に、多くの人は年齢で学校教育を離れるわけです が、その後戻ってくることは当然可能性としてはあるので、終えたというところだけを変 えるというのも。

【糸賀副議長】 まあ、じゃあ、皆さんの意見で、確かに学校教育を離れた、でも、野末さんが言っているのは、現役の大学生だって当然使っているということですよね。

【野末委員】 あと高校生がコミュニティーの参画というのもよくある話なので。

【糸賀副議長】 今の「学校教育を離れた成人をはじめ、都民1人1人はそれぞれの生涯学習の必要性から都立図書館を活用していると言える。これらのことから、生涯学習という概念が本来持つ幅広く多様な学習の場として都立図書館が充実すべき事項について提言することとした」。ということで、皆さんの知恵が。

【中島議長】 ほかにありますか。もうご意見がなければまとめに入りたいと思いますので、差し当たり。では、10分間ということで休憩に入りたいと思います。

(休憩)

【中島議長】 それじゃあ、ちょっと再開をして、もう1カ所だけ修正が残っているようでございますので、それはすぐ確認をしていただきますが、その前に、もう時間でお帰りになる方がございますので、ちょっと発言を求められておりますので、今後のこの協議会のあり方含めたご発言ということで、岡本委員、どうぞ。

【岡本委員】 すみません。2年間ほんとうにお世話になりました。この後、震災を受けて内閣府のほうで打ち合わせがありますので、ちょっとそろそろ退室させていただきます。特に今回の震災を受けて非常に感じた点、今回、提言のほうには盛り込めませんけれども、おそらく議事録にも残りますし、次期の協議会の方々にとっても参考になると思うので、幾つか気になっている点を挙げさせていただきたいと思います。

私、震災をまさに国会図書館東京本館で遭遇して、危うく帰宅難民になるところまで来 たんですけれども、翌日、ごらんになられた方もいらっしゃるかもしれませんが、@ウィ キというサービスを使って、日本全国、特に東日本の図書館の被災状況、あと、今後出て くるであろう救援を必要としている情報をまとめるネット上の取り組みをしております。 非常に情報もしっかり集まってきておりまして、1つ、文化行政という観点から被災地の 状況を伝えることができているんではないかなと思います。

その活動の中で延べ人数でおそらく300人ぐらいの方がかかわっているんですけれども、やはり幾つか出ている論点がありまして、特に初期のころから、今ちょうど報道されるようになってきましたけれども、被災地の子供たちの心理的ケアを早くしないと、これ相当深刻な後遺症を残すということが、特に阪神・淡路の経験からわかっておりますので、主に関西圏の方から、現地での読み聞かせであるとか、とにかく現地に対する、すべてを失われている状況に対してコンテンツをきちんと提供することが必要であるという意見が出ていました。その中で現物を送るというのは極めて現実的ではないということで、向こうの状況はそれほどいいわけではないんですけれども、1つはデジタルデータとして、あるいは紙に勝手にコピーしてそれを送りつけるとか、とにかく、ありとあらゆる手段で、読み聞かせに使える絵本なり、何か気晴らしに使えるコンテンツを提供するべきではないかという議論がありました。ただ、そうなりますと著作権法の壁が当然ありまして、勝手にそういうことをやってはいけませんというのが我が国のルールではあります。現在、いろいろ行ったり来たりした末、紆余曲折の末、日本図書館協会が日本書籍出版協会に対して申し入れをして、話し合いをしている状況なんですけれども、なかなか決着つくの難しいだろうなと思っています。

こういう場合、具体的には、いわゆる緊急時の権利制限みたいなのがかけられるのがほんとうは一番よいのであろうと思っています。特に非常事態宣言が発令されましたといった、総理の問題認定に応じて、著作権法に対して一定の権利制限がかかるという法制化、おそらく今後検討される必要があるかなと1つは思っています。あるいは、作家の方々が、あらかじめこういう有事に際しては自分の権利制限を認めるというコンテンツを出していただくといった方法もあるのではないかと考えています。

問題は、やはりここで図書館のプレゼンスが非常に重要だと思っていまして、私は今回この活動を始めた1つの大きな理由としては、東北地方ってもともとある意味図書館後進県ですから、これからの復興過程でおそらく図書館はかなり後回しにされるだろう。いわゆるMLAすべてで同じような活動をしているんですけれども、一番危惧しているのは、予算の限られた中で、博物館も、文書館も図書館も全部再建するのは無理だから、1つの

施設に全部まとめて入れよう、あ、MLA連携完成だというものすごい最悪なシナリオがかなり現実味がある気がしております。そうならないように、それぞれの文化行政の中で声を出していくことが必要だと思うんですけれども、今回、都立図書館のほうでも、まさにきょう議論になったような、公共図書館においてリーダーシップをとるべき立場にあると思いますので、こういう事態に対して図書館としてどういう提言をしていく、問題提起をしていくべきなのかといったあたりを意識していただけるといいかなと思いました。すごく具体的に言いますと、全国の公共図書館を束ねる立場にありますので、公共図書館間の相互貸借の制度等を、こういう大きな災害時にどうやって柔軟に運用するのかということを、公立図書館の協議会の中でもお話し合いいただきたいですし、できればそこでの総意として出版各社、あるいは文化庁に対して、こういう問題状況が起こり得るんだということを、文化的・情緒的な議論としてだけではなく、心理的なケアを怠れば、将来的な財政に対する負担が大きくなるんだといった経済的な論点も踏まえてお示しいただけると、図書館というものの改めてその価値が認識されるようになるのではないかと思いました。

すみません、大変長くなりましたけれども、こちらの活動のほうは随時いろいろな媒体で報告していく予定ですので、よろしければごらんいただければと、ほんとうにご協力をいただきまして、既に都立図書館の内部の方とおぼしき方々にもいろいろご協力いただいてる節はあるんですけれども、引き続き、ぜひよろしくお願いいたします。ほんとうに2年間ありがとうございました。

【中島議長】 どうもありがとうございました。

【糸賀副議長】 その点ちょっと補足なんですけれども、今、岡本さん、子供の精神的なダメージに対するケアと言われたけれども、それはそれで大事なんですよね。ニューヨークで、例の9.11の直後に、ニューヨークの公共図書館の職員たちが、子供に対するケアに必要な本をいち早くリストアップしたんですね。そのことも必要なんですが、私が聞いているのは、ほんとうに、避難所にいる人たちの命ですよね、そういうものが例えば救えるような、医学関係でこういう場合にどういう処置をしたというような雑誌記事だとか、本、医学書が求められているということも聞いています。

それから、例えば、避難所でのトイレの使い方1つにとっても、阪神・淡路大震災の体験のようなものをまとめた本が出版されていて、そういうものであっても、すごく避難所では役に立つ。そういうものを、とにかく書かれたものを送ろうにも、物流が届かないわけだから、まして物流が届いても、まずは食料品だったり飲料水だったりするわけですよ

ね。それをインターネットを使ったり、あるいはファクシミリを使って避難している人た ちに送りたいと。それを今の著作権法の枠の中でやっていると、権利者の許諾をとらなく ちゃいけないと。だから、私は、図書館から避難所もあるだろうし、関西や残った図書館 から、例えば被災している先の役所、役場、図書館、それから避難所、病院、そういうと ころに緊急避難的に無許諾で送信できるようなことを求めるアピールはする必要があるだ ろうと。それは役場がやってもらってもいいし、病院からやってもらってもいい。一方、 図書館は図書館で、例えば、都立図書館に蔵書があると、それが例えば宮城県の避難所に いる人たちに求められていることがわかったら、それはすぐにでも送信できるようにする べきだと私は思うんですね。私は、岡本さんの今の提案を受けて、やはり都立図書館ない しは全公図として、緊急アピールでそういうことができるよう配慮してもらいたいと。私 は、作家の人たちが、一部自分たちの著作は無許諾でいいですよなんて言っているんじゃ もう間に合わないんですよね、一々そのリストにある人の本かそうじゃない本かを確認し ているそんなゆとりないんだから、どんな著作物であっても、ある一定の地域に対して、 一定の期限はもちろん切りますよ、今後3カ月間とか6カ月間という期限を切っちゃって もいいから、そういうものを多分政令でやらないと、一々法改正は国会審議なんてかける 余裕はないわけだから、これはもう政令、あるいは文部科学省令か何かでそれを出しても らって、ある特定の目的で、特定の地域に対して公衆送信することを無許諾で臨時に認め てほしいというアピールは、ぜひしていただきたいと思う。つまり、図書館の現場が実際 そう言っているということであれば政府も動きやすい。

ちょうどあした、これは田中委員も委員の1人ですが、文化庁で例の電子書籍の会議が開かれるわけですよね。その場でもやはり緊急アピールとして国としてそういうことを考えてほしいということを私提案するつもりではいる。そのときに、問題は、現場がそれを必要としているというアピールがなければ、私らがどんなに言っても説得力ないんですね。現場で実際にそういうものが必要だと、これは私公立図書館に限らない、医学図書館、つまり大学図書館も含めて、図書館界としてそういうものを求められているんだったら、一定の権利制限がされるように配慮をしてほしいというアピールはぜひしていただきたいと思うんですが、実際にそういう要請だとか、そういう必要性は都立のほうでもいかがでしょうか。

【奥村サービス部長】 ご存じのように、私どものほうでは、被災地の各県の方に対して、メールレファレンスを拡大することをお伝えしました。今のところ、具体的に個人の

方からの問い合わせとかレファレンスはないんですが、東北地方の各県の図書館からは、感謝の言葉が幾つも届いています。ということは、被災地の県立図書館レベルでは、ほとんどレファレンスに関しては機能していないんだろうと思われますので、そういう必要性が潜在的にあることについては必要性を感じております。この件につきましては、新聞社からも1社取材がございました。そういう意味では、もしそういうレファレンスなり、あるいは今ご指摘のように雑誌記事や本の記述をPDF化して送れるということがあれば、許諾をとってやろうかなというふうには考えておりました。今のところそれぐらいの動きでございますが、必要性については感じておりますので、何らかの形でそういうことが実現できれば大変うれしいなとサービス部長としては考えております。

【糸賀副議長】 都立図書館として公式にホームページでこういうことが必要だという アピールをするとか、あるいは全公図の意見を取りまとめてやるというような、それもちょっと急ぐ話だとは思うんですよね。いかがですかそのあたりは。

【倉富企画経営課長】 取りまとめに時間がかかるとは思います。

【奥村サービス部長】 あとは、ご存じかと思いますが、医学系の出版社さんなどがかなりご自分の社で発行している雑誌をPDF化してインターネットで自由に見られるようになっていますので、こういった動きが広まってくれれば大変ありがたいなと思っています。この動きについては私どもとしても宣伝していこうと考えています。

【糸賀副議長】 わかりました。

【森口中央図書館長】 それと、図書館員も応援に回るなど、図書館自体も休館している状態がありますので、施設的な被害もありますので。今はすぐにはどうかと、必要性は非常に感じています。

【糸賀副議長】 だから、相手は図書館じゃなくてもいいと思うんですね。例えば病院であったり、避難所だったりしていいと思うんですよ。あるいは学校に避難しているならそこに送るということでもいいと思うんですね。ただ、図書館としては、例えば、必要な本だとか雑誌の記事、雑誌論文ということがわかっても、公衆送信に当たるから本来は許諾が必要なんだよね。でも、そこは今の場合、もう目的もはっきりしていますよね、営利目的でも何でもない、単に避難している人、被災した人たちを救うということですからね、それは、政府のほうとして無許諾でできるような特例的な措置をできるはずだと思うんですけどね。

【森口中央図書館長】 副会長や主な理事と相談してみます。

【糸賀副議長】 できればそういうアピールをしていただいて。だから、私もあした文化庁の人たちに、時限、そして、場所も限定、目的も特定、限定しちゃうというね、その範囲での無許諾送信ということができるような配慮はぜひしてもらいたいと思います。

【中島議長】 幹事図書館というのあるんでしょう。

【森口中央図書館長】 理事会があります。

【中島議長】 そういう主だったところと相談されたほうがいいですね。それを決めないと、全部聞いていたんじゃ間に合わないですね。

【森口中央図書館長】 東北地方は、理事や幹事がいても連絡は多分とれませんので、 それ以外の副会長の大阪や神奈川と相談して対応したいと思います。

【中島議長】 今、修正文が出ました。ページで申し上げますと、8ページ、14ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、27ページということで。先ほどのご意見を踏まえて全部修正をされております。網がけになっていますので、ちょっと確認をしていただければと思います。

いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ちょっと時間がかかりましたが、この修正を含めた形で提言案をこの場で決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、今回の提言を、修正文を含めて決定をさせていた だきます。この提言を参考にして、さらにサービスの向上に努めていただけることを期待 をしております。

では、僭越ですが、私のほうから館長に提言をお渡ししたいと思います。

(手 交)

【中島議長】 それでは、今、提言の手渡しが終わりましたので、館長から一言ごあい さつをお願いしたいと思います。

【森口中央図書館長】 初めに、先般の東北地方太平洋沖地震の影響により、皆さんお忙しいところ本協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ただいま中島議長から、デジタル時代の都立図書館像についてご提言をいただきました。中島議長をはじめ協議会の委員の皆様には、本日も含めて非常に熱心なご議論をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、作業部会の皆様には特に実際に分担してご執筆いただくなど、大変なご尽力を賜りました。館を代表いたしまして心より感謝申し上げます。今回の協議会では、昨年以来、

電子書籍の急速な普及状況や、国立国会図書館の大規模デジタル化など、これまでになく 公立図書館をめぐる大きな動きがある中で今後の都立図書館のサービスの方向性について 将来を見据えて幅広く検討され、多くのことを示していただきました。私どもといたしま しては、本提言を参考にしつつ、首都東京の図書館として一層のサービス向上に向け職員 一丸となって取り組んでまいりたいと考えています。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては2年間にわたり貴重な意見をいただき、 まことにありがとうございました。今後とも、都立図書館について、ご指導、ご支援をお 願いいたしまして、お礼のあいさつとさせていただきます。皆様ほんとうにありがとうご ざいました。

【中島議長】 ありがとうございました。これで私ども委員、2年間の任期が本日の会議で終了するわけでございますが、何かご感想などがありましたら、ご発言お願いしたいと思います。先ほど岡本委員のほうからございましたが、ほかの委員さん、いかがでございましょうか。

特にございませんか。

それでは、私から最後に皆様方に一言御礼を申し上げたいと思います。今回の諮問、今お渡ししました、デジタル時代の都立図書館像ということで、一昨年から審議を行ってまいりました。デジタル化対応、再三ありましたように過渡期でございまして、まだ確立されていない分野もたくさんあるという中で、委員の皆様方、特に作業部会に当たられた委員の皆様方には大変なご苦労をおかけいたしました。ありがとうございました。おかげさまで、本日、皆様方のご努力もございまして、提言を取りまとめ、森口館長にお渡しすることができました。24期、協議会の重要な務めを果たせましたことを、重ねてお礼を申し上げまして、簡単でございますが、お礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、司会を事務局にお返しいたします。

【倉富企画経営課長】 本日は、中島議長をはじめ委員の皆様、ほんとうにありがとう ございました。

以上をもちまして、第24期東京都立図書館協議会を終了いたします。どうもありがと うございました。

午後5時56分閉会